

財 務 省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、令第 号
国土交通省、環 境 省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第七条第一項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

財務大臣 名
厚生労働大臣 名
農林水産大臣 名
経済産業大臣 名
国土交通大臣 名
環境大臣 名

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年農林水産省、経済産業省、令第 号）の一部を次のように改正する。
財 務 省、厚生労働省、
国土交通省、環 境 省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(食品廃棄物等の発生の抑制) 第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二 (略) 三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための工夫を行うこと。 四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるための工夫を行うこと。 五・六 (略) 2 (略)	(食品廃棄物等の発生の抑制) 第三条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。 一・二 (略) 三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと。 四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと。 五・六 (略) 2 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。